



埼玉県報

第393号
令和5年(2023年)
3月7日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則（警務課）

告示

- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 入間都市計画緑地事業の事業計画の変更の認可（公園スタジアム課）
- 県道蕨停車場線の道路の占用を制限する区域の指定（さいたま県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第1号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3を第2条の4とし、第2条の2の次に次の1条を加える。

（サイバー局）

第2条の3 生活安全部に、サイバー局を置く。

2 サイバー局においては、条例本則第3号に掲げる事務のうち、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関する事務をつかさどる。

第12条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) DX推進室に関すること。

第16条を次のように改める。

（生活安全部の分課）

第16条 生活安全部に、サイバー局を置くもののほか、次の5課を置く。

生活安全総務課

人身安全対策課

少年課

保安課

生活経済課

2 サイバー局に、次の2課を置く。

サイバー対策課

サイバー捜査課

第17条の2第1号中「行方不明事案」の次に「、児童虐待事案」を加え、「企画、調整及び指導」を「企画及び調整」に改め、同条中第2号から第7号までを削り、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人身安全対策室に関すること。

第18条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 非行少年に係る事案の捜査及び調査に関すること。
- (3) 少年の福祉を害する犯罪の捜査に関すること。
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (5) 少年サポートセンターに関すること。

第18条の2を削る。

第20条の2を次のように改める。

（サイバー対策課）

第20条の2 サイバー対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (3) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。
- (4) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の対処に関する人材育成及び教養に関すること。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（サイバー捜査課）

第20条の3 サイバー捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯のうち、高度な情報技術を利用する犯罪の捜査（サイバー特別捜査隊の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に規定する援助及び犯罪の取締りに関すること。
- (3) サイバー特別捜査隊に関すること。

第29条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第50条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 警衛警護室に関すること。

第57条の6を削り、第57条の5を第57条の6とし、第57条の2から第57条の4までを1条ずつ繰り下げ、第57条の次に次の1条を加える。

(DX推進室)

第57条の2 警務課に、DX推進室を附置する。

2 DX推進室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察運営一般のデジタル化推進に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 先端技術の調査及び研究に関すること。

第57条の7第2項第3号中「児童虐待対策室」を「人身安全対策室」に改め、同条を第57条の8とし、第57条の6の次に次の1条を加える。

(人身安全対策室)

第57条の7 人身安全対策課に、人身安全対策室を附置する。

2 人身安全対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童虐待事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案等の人身の安全に関わる事案に係る調査及び指導に関すること。
- (2) ストーカー行為等の取締り、防止等に関すること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する事務及び犯罪の取締りに関すること。
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に規定する援助に関すること。
- (5) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に規定する援助に関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する援助に関すること。
- (7) 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に規定する犯罪の取締りに関すること。
- (8) 行方不明者発見活動に関すること。

第57条の8の次に次の1条を加える。

(サイバー特別捜査隊)

第57条の9 サイバー捜査課に、サイバー特別捜査隊を附置する。

2 サイバー特別捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯のうち、特に高度な情報技術を利用する犯罪の捜査に関すること。
- (2) インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の捜査の支援に関すること。
- (3) 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。
- (4) 特命による生活安全部の所掌に係る犯罪の捜査に関すること。

第63条の2を第63条の3とし、第63条の次に次の1条を加える。

(警衛警護室)

第63条の2 警備課に、警衛警護室を附置する。

2 警衛警護室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警衛に関すること。
- (2) 警護に関すること。

第66条の3を第66条の4とし、第66条の2を第66条の3とし、第66条の次に次の1条を加える。

(サイバー局長)

第66条の2 生活安全部に、サイバー局長を置く。

2 サイバー局長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもってあてる。

3 サイバー局長は、上司の命を受け、サイバー局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第86条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第2号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる

司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年埼玉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1号中「生活安全部長」の次に「、生活安全部サイバー局長」を加え、「生活安全部少年捜査課」を「生活安全部少年課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス新曾南店

埼玉県戸田市新曾南一丁目五千百八十五番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十月二十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百七十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四七台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七八・四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 一か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年二月二十四日

二 縦覧期間

令和五年三月七日から令和五年七月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月七日から令和五年七月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成三十年埼玉県告示第百八十八号で告示した入間都市計画緑地事業（入間市施行）の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十八年四月四日から令和十年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤 隆

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 蕨停車場線 蕨市中央五丁目三七四三番一六地先から同市北町二

丁目三七番一地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月八日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年三月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和五年二月十五日

指令川建セ第〇三〇〇六一号

二 検査済証番号

令和五年三月二日

川建セ第〇四〇一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字鹿下字宿六百二十三番一、六百二十三番六、六百二十三番七、六百三十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県上尾市大字中新井字北原三百三十三―二
社会福祉法人藤和会 理事長 加藤 清